

X - 1 - 1 - 1 - 0 2

5 年 保 存

秋本少第121号 組対第513号
平成19年5月25日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

薬物乱用防止広報車運用要領の一部改正について（例規）

薬物乱用防止広報車（以下「広報車」という。）については、「薬物乱用防止広報車運用要領」の制定について（例規）（平成13年8月1日付け秋本少第137号、生保第271号。以下「旧例規」という。）に基づき運用しているところであるが、同要領の一部を改正し、平成19年6月2日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧例規は、平成19年6月1日をもって廃止する。

記

1 改正の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）が施行され、中型自動車免許が新設されることに伴い、広報車を運転する者の対象を改めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 「秋田県警察の運転者管理に関する訓令（平成5年秋田県警察本部訓令第8号）」を「秋田県警察職員による自動車等の運転に関する訓令（平成18年秋田県警察本部訓令第5号）」に改めることとする。
- (2) 「大型免許取得者及び普通自動車運転免許取得者」を「大型自動車免許取得者、中型自動車免許取得者及び平成19年6月1日までに普通自動車免許を取得した者」に改めることとする。

別添

薬物乱用防止広報車運用要領

1 目的

この要領は、薬物を許さない社会環境及び少年の規範意識の醸成に資するため、薬物乱用防止広報車（以下「広報車」という。）の効果的な運用について定めることを目的とする。

2 管理

広報車は、生活安全部少年課において管理するものとする。

3 運用

広報車は、薬物乱用防止のため、次の活動に運用するものとする。

- (1) 薬物乱用防止教室
- (2) 非行防止座談会、地域座談会、その他各種会議
- (3) 街頭キャンペーン、街頭広報による薬物乱用防止広報
- (4) その他薬物乱用防止に関する広報

4 使用申請等

- (1) 広報車を使用する場合は、薬物乱用防止広報車使用申請書（別記様式）により、少年課長に申請するものとする。
- (2) 少年課長は、使用の日程を調整の上、承認するものとする。

5 運用上の留意事項

- (1) 広報車の運用は、原則として、薬物乱用防止に関する活動に限ること。
- (2) 広報車を運行する場合は、秋田県警察職員による自動車等の運転に関する訓令（平成18年秋田県警察本部訓令第5号）の各規定を遵守すること。
- (3) 広報車を運行する際は、車両に積載の装備資器材、車両の保守点検を実施すること。
また、広報活動、薬物乱用防止活動が終了した場合は、現場において積載の装備資器材の確認を実施し、遺失・盗難防止対策等を徹底すること。
- (4) 広報車の運転は、大型自動車免許取得者、中型自動車免許取得者及び平成19年6月1日までに普通自動車免許を取得している者とし、運行するときは側乗員を同乗させるものとする。
- (5) 広報車を運転する者に対し、指導・訓練を行い、安全運転を徹底すること。
- (6) 広報車を警察署間で引き継ぐ場合は、事前に少年課長の承認を得るものとする。

別記様式

年 月 日	
少年課長 殿	
警察署長	
薬物乱用防止広報車使用申請書	
使用責任者 (運転者)	使用責任者 官職・氏名 (運転者) 官職・氏名
使用日 時	年 月 日 (曜日) 前 前 午 時 分から 午 時 分 後 後
使用場所	
使用目的	薬物乱用防止教室 街頭キャンペーン 街頭広報 その他の広報活動 その他の活動 ()
連絡担当者	署 係 警電 氏 名